



稚内市立稚内東小学校

令和4年度
学校だより

R04/05/10 No.2



～学ぶ喜びを味わい
共に創り出す喜びを味わう～
笑顔あふれる東小

新学期が始まって1か月が経ちました

入学・進級してそれぞれワクワクした気持ちをもって過ごした学校生活もあっという間に1か月過ぎました。どの学年も良いスタートを切った4月でした。

新型コロナウイルス感染状況の悪化により、4月末に実施する予定だった参観日&懇談会を延期することとなってしまいました。新鮮な気持ちで学校生活を送っている様子を見ていただく機会だったので非常に残念です。延期した6月に実施できることを願うばかりです。

この1か月間の中では、自分の命を守るための「交通安全教室」を行いました。各学年の発達段階に合わせた内容です。

また、授業も本格的に始まり、先生達も児童の反応を見ながら、しっかりと学力が定着できるように工夫しながら授業を行っています。今後、学校だよりや学級通信、HPなどで紹介していきます。



今年のPTA活動

先月4月22日にPTA総会議案書書面決議を締め切りました。PTA総会意見書の提出も無かったことから議案について承認されたものといえます。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を考えると、昨年同様、PTA活動も縮小した活動となるのは当然だと考えています。

普段の子ども達の学校生活を含めて、感染対策に十分気をつけながら対応していきますので、今後ともご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

一方、学級PTA協力員さんの選出にもご協力いただいているところです。昨年までの保護者の声の中で、「同級生・その保護者の顔や名前がわからない」というのがありました。

参観日直前になって新型コロナウイルス感染状況の悪化により、参観日&懇談会が中止になってしまったり、学級PTAの集まりがもてなけなかったりしたことが大きな原因だと思われます。クラス単位などの小集団において、感染対策に気をつけながら学級・学年の横のつながりを大事にできればと思います。



～新しい職員の紹介～

小林 泉 (スクールサポートスタッフ)

スクールサポートスタッフ (SSS) として、学校業務等のお手伝いをさせていただきます。当面はHP更新も担当します。日々子ども達のいきいきとした様子を保護者・地域の皆様にお伝えできたら嬉しいなと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

- 13日(金) クリーン作戦
- 16日(火) 前期児童会②
新体力テスト週間①～20日まで
- 17日(火) クリーン作戦予備日
- 18日(水) 個人懇談週間①
- 19日(木) 個人懇談週間②
1年生を迎える会
- 20日(金) 個人懇談週間③
- 23日(月) 個人懇談週間④
- 24日(火) 個人懇談週間⑤
- 25日(水) 個人懇談週間⑥

5月

新型コロナの感染は続いています。

稚内市全体では一時期よりも感染者は減っていますが、本校ではまだ安心できません。同居のご家族等に風邪症状のある方がいる場合は、登校させないようにご協力ください。

グラウンド整備ありがとうございました！

例年、地域貢献として「北都道路株式会社」様が本校のグラウンド整備を行ってくれています。

今年は4月25日(月)に実施してくれました。この時期のグラウンドは雪解けにより荒れており、石もたくさんあったのですが、石の除去も含めてきれいに整備してくださいました。

きれいになったグラウンドで、先日は交通安全教室を行いました。

そして今後は新体力テストや学習発表会Ⅰ(運動・表現)の練習を行う予定です。



マスク・タオル・ぞうきんの寄贈

4月26日(火)に白樺町内会の方が代表して、右の写真にあるマスク・タオル・ぞうきんを持って来てくださいました。本人は「恥ずかしいので、匿名で」とのことだそうです。有効に活用させていただきます。ありがとうございました！



体罰等によらない子育てを広げよう！

昨年度もお知らせしましたが、「児童福祉法等改正法」という子育て世代の我々にはとても重要な法律が変わってから2年が経ちました。法律の中身は「親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化された」というもの。

具体例としては

- ・「何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた」
- ・「いたずらをしたので、長時間正座をさせた」
- ・「宿題をしなかったので夕食を与えなかった」

上の3点は全て体罰です！

2～6年生には昨年度、そして1年生には先日配付した厚生労働省のパンフレット「体罰等によらない子育てを広げよう！」(右上)をご覧ください。(HPにも再度掲載しております)

保護者の中には「自分が子どもの時はこのくらいはしつけとして当たり前だった」と考える人もいるかもしれませんが、体罰が子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響を与えることが、科学的にも明らかになっています。

パンフレットには「体罰等によらない子育てのための工夫のポイント」も掲載されていますので、是非ご覧ください。

子育てに関わって、悩まない親はいないと思います。困ったときは一人で悩まず、知り合いや学校職員、こども課の方など誰でも構わないので相談することが大事だと思います。

また、稚内東小学校も含めた公共施設は「法律に基づく通告義務施設」に指定されており、体罰の疑い、ネグレクト(養育放棄)の疑いがあることを認めるときは、児童相談所・警察・市役所こども課に通告しなければならない義務もっています。



**法律に基づく
通告義務施設**

みなさん ご存じですか？

私どもの施設は児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき通告義務を負っている施設です。お子さんに見逃ごせない傷や、ネグレクト(養育放棄)の心配がある場合は、児童相談所・警察・市役所こども課に通告しなければなりません。この表示は、私どもの施設ばかりでなく、稚内市児童問題連絡会の依頼で市内の児童福祉施設等に掲示されています。通告は、子どもの側にたって判断するものです。養育についてのご心配がありましたら、あらかじめ職員にご相談ください。

